

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

消費税法上の「事業」が争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

消費税法は、消費税の課税対象について、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。」(4条1項)と規定していますが、「事業者」につき「個人事業者及び法人をいう。」(2条1項4号)、「個人事業者」につき「事業を行う個人をいう。」(2条1項3号)とそれぞれ定義しているものの、「事業」自体の一般的な定義規定を置いていません。

そこで、「事業」の意義については、消費税法の制定趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものである(平成15年11月26日名古屋高裁金沢支部)とされています。

今回は、消費税法上の「事業」が争われた事例をご紹介します。

I. 消費税法上の「事業」と所得税法上の「事業」

- 平15.5.21富山地裁 (Z253-9349) (棄却)
- 平15.11.26名古屋高裁金沢支部 (Z253-9473) (棄却)
- 平16.6.10最高裁 (Z254-9666) (棄却) (確定)

1. 事案の概要

甲(原告・控訴人)は、本件課税期間の前課税期間に、A社を設立し、同社に個人で営んでいた事業を引き継ぎ、同社が工場等として使用する建物を月額15万円で賃貸し、この賃貸料について、課税標準額171万4,000円、納付税額3万4,200円(地方消費税を除く)として、消費税の申告をしていましたが、本件賃貸が消費税法上の事業に該当しないとして、更正の請求を行ったところ、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた事案です。

甲は、消費税法においても、国民の一般的な認識により近い所基通26-9《建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定》の解釈と同様に解すべきであると主張しました。

2. 裁判所の判断

消費税法は、徴税技術上、納税義務

者を物品の製造者や販売者、役務の提供者等としているものの、その性質は、その相手方である消費者の消費支出に着目したもので、これを提供する事業者の規模そのものは、消費税法が課税を意図する担税力と直ちに結びつくということとはできない。

これに対し、所得税とは、一般的に、担税力の現れとして、人が収入等を得ていることに着目し、収入等の形で新たに取得する経済的利得即ち所得を、直接対象として課されるものである。

そうすると、消費税法と所得税法とは、着目する担税力や課税対象を異とするものであるから、このような性質の異なる両法の規定中に同一文言があるからといって、直ちに、それを同一に解釈すべきであるということにはならない。

そして、消費税法が、消費に広く負担を求めるという観点から制定されたことに照らすと、その課税対象を所得税法上の1課税区分を生じさせるに過ぎない「事業」と同一の範囲における資産の譲渡等に限定しているものと解することはできない。

以上説示したとおり、消費税法の「事業」の意義内容は、所得税法上の「事業」概念と異なり、その規模を問わず、「反復・継続・独立して行われる」ものであるというべきである。

そこで、本件賃貸が、「事業」に当たるか否かについてみるに、本件賃貸は、甲が、反復・継続・独立して、対価を得て行った資産の貸付けであると認められるから、甲が、消費税法2条1項3号の「個人事業者」に、本件賃貸が同項8号の「資産の譲渡等」にそれぞれ該当する。

II. 40年に1度の立木の譲渡

- 平15.12.17公表裁判(J66-5-21) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、約40年に1度行われた立木の譲渡が、消費税法2条1項8号の「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」に該当するか否かが争点となった事例です。

2. 裁判所の判断

山林の育成には長期間を要するのが通例であることから、山林の伐採又は譲渡が毎年継続して行われていないとしても、その山林について、育林、伐採、譲渡等が反復、継続、独立して行われることの蓋然性が認められる場合には、同8号の「事業として」に該当すると解するのが相当である。

すなわち、山林の伐採又は譲渡が同8号の「事業として」に該当するかどうかは、伐採又は譲渡の反復性、継続性のみにより判断するのではなく、伐採又は譲渡の準備行為ともいえる山林の育成、管理の度合いも加味して総合的に判断すべきものと解されるところ、山林の育成、管理が十分な程度行われており、その育成、管理がされた山林を伐採、譲渡した場合には、たとえその者において山林の伐採又は譲渡が数十年に1回しか行われない場合であっても、同8号の「事業として」に該当すると解するのが相当である。

本件譲渡に係るカラマツは、森林施業計画に基づき反復、継続的な育成、管理が行われていたものを譲渡したと認められるから、本件譲渡は、同8号に規定する「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」に該当すると認められる。

III. 事業廃止後の事業用建物の譲渡

- 平14.10.8非公開裁判(F0-5-074) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、個人で建築業を営んでいた請求人が、自らが設立したB社に対して、事業を引き継がせ、平成9年10月20日に事業を廃止した後、平成10年3月10日に、B社に建築業に使用していた建物を譲渡したところ、その譲渡について、原処分庁から消費税等の決定処分等を受けた事案です。

原処分庁は、本件譲渡は、消費税法施行令2条3項に規定する「事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡」に該当すると主張していました。

2. 裁判所の判断

通常、法人成りをするに当たって、その有する事業用資産を法人に引き継ぐ方法として、現物出資、譲渡等によって、権利の設定又は移転が行われることからすると、請求人が法人成りを契機として個人事業を廃業したというためには、その有する事業用資産の法人への引継ぎが終了し、事業の清算が終了することが必要と解される。

これを本件について見ると、「売買及び引継契約書」に掲げる資産については、それを作成した平成9年10月の時点においては、B社への引継ぎが終了しているものの、重要な事業用資産である本件建物については、その時点では、その権利関係や帰属について定められていなかったと認められる。

また、C税理士の答述からすると、本件建物の権利関係や帰属が明確に定められなかったのは、B社の資金力が不明ゆえ、模様眺めの状況にあったと考えることができる。

さらに、本件譲渡が法人成りから5か月しか経っていない時期に行われたことも併せ考えると、本件譲渡は法人成り及び請求人が個人で営む建築業を清算するための一過程であると考えられるから、本件譲渡によって初めて法人成りが完成し、請求人の個人として営む建築業が廃業されたものと見るのが相当である。

そうすると、本件譲渡までは、請求人は、個人として営む建築業を廃止したとはいえ、本件譲渡は、建築業にかかる事業者である請求人が事業活動の一環として、又はこれに関連して、事業用資産を譲渡したものであると考えるのが相当である。

おわりに

TAINSで上記判決を検索する場合のキーワードは、「事業として」又は「資産の譲渡等」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか?

しっかりと
対応しましょう!

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 怜

消費税のことなら
税務に強い
MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応

MJSLINK Plus Galileopt
ACELINK NX-CE

*[MJSLINK NX-Plus 販売大特] [Galileopt NX-Plus 販売大特] [ACELINK NX-CE 販売]は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。